

特別養護老人ホームサテライトおやま
ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介
護重要事項説明書
(令和6年4月1日現在)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条、島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第64号）第152条第1項及び島根県指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第65号）第134条第1項に基づき、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供を開始するに当たり、あらかじめ重要な事項について説明するものです。

1 経営法人

法人名	社会福祉法人島根県社会福祉事業団		
法人所在地	島根県松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5F		
電話番号	0852-32-5966	ファックス番号	0852-32-5968
代表者名	理事長 山崎 功	設立年月日	昭和 40 年 7 月 17 日

2 施設の概要

施設名	特別養護老人ホームサテライトおやま		
施設所在地	島根県出雲市小山町 456-1		
電話番号	0853-23-6149	ファックス番号	0853-22-8749
管理者職氏名	施設長 福井 寿光		
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
施設の目的	施設は、入院中の入居者の空床を利用して、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。		
施設の運営方針	(1) 短期入所サービス利用者のプライバシーの確保に配慮しながら、明るく家庭的な雰囲気の中、短期入所サービス利用者が生活を営むことができるよう支援します。 (2) 短期入所サービス利用者の一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護計画若しくは介護予防短期入所生活介護計画に基づき、短期入所サービス利用者の日常生活を支援します。 (3) 地域住民をはじめ、保険者、地域包括支援センター、居宅介護		

	<p>支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等との密接な連携に努めます。</p> <p>(4) 短期入所サービスの提供に当たっては、短期入所サービス利用者及びその家族等に対し、サービスの提供方法等について十分に説明するなど家族等との結びつきを重視します。</p> <p>(5) 常に質の高い短期入所サービスが提供できるよう、職員の資質向上の機会を計画的に確保します。</p>
--	--

3 施設で実施する福祉サービス

(1) サテライト（小山町）で実施する福祉サービス

サービスの種類及び事業所の名称	島根県知事の事業所指定		定員
	指定年月日	指定番号	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 短期入所生活介護（空床型） 介護予防短期入所生活介護（空床型） 「特別養護老人ホームサテライトおやま」	平成 28 年 1 月 15 日	3290400484 3270402633	20 人
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 「ハートフルおやま」	平成 16 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	3270400694	9 人
認知症対応型通所介護 「デイサービスセンター小山」	平成 16 年 4 月 1 日	3270400686	12 人

4 本体施設

当施設は、「特別養護老人ホーム天神」のサテライト型居住施設となります。

(1) 本体施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム 天神		
施設所在地	島根県出雲市天神町 163 番地 9		
電話番号	0853-22-8659	ファックス番号	0853-25-0750
施設長職氏名	施設長 福井 寿光		
開設年月日	昭和 51 年 1 月 12 日		

(2) 本体施設で実施する福祉サービス

サービスの種類	事業所指定		定員
	指定年付日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成 12 年 4 月 1 日	3270490018	50 人
短期入所生活介護（併設・空床型） 介護予防短期入所生活介護（併設・空床型）	平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日	3270490018	10 人

5 施設の設備

(1) 施設の構造・面積

敷地面積	6,603 m ²
建物構造	木造 2階建て(準耐火構造)
延べ床面積	1,320.94 m ²

(2) ユニットの概要と設備

ユニットの総数	2ユニット
ユニットの入居定員	1ユニット10人
ユニットの設備	共同生活室(床面積139.95 m ² 、一人当たり13.95 m ²) 浴室(床面積11.20 m ²)
居室の概要	個室(床面積17.28 m ²)、各居室に洗面設備・トイレ(床面積2.625 m ²)を設置 変更

(3) その他の設備

特殊浴室	18,00 m ²
------	----------------------

6 通常の送迎の実施地域

出雲市とします。

7 職員体制

(1) 職員の配置状況

職種	業務内容	常勤職員数	非常勤職員数	常勤換算人数
管理者(本体施設の管理者を兼務)	施設の業務を統括し、職員を指揮監督します。	1人		0.2人
事務職員	会計及び給与事務、その他の庶務を行います。		1人	0.8人
医師	入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。		2人	0.1人
生活相談員	入居者の生活全般についての相談、援助業務等を行います。	1人		1人
介護支援専門員(生活相談員が兼務)	入居者の施設サービス計画に関する業務を行います。	1人		1人
ユニットリーダー	各ユニットで提供される入居者の介護等を統括します。	2人		2人
介護職員(ユニットリーダー再掲)	各ユニットで入居者の日常生活に必要な介護等を行います。	10人	3人	11.6人

看護職員（2名は兼務）	入居者の健康管理、保健衛生業務等を行います。	3人	1人	2.1人
機能訓練指導員（看護職員が兼務）	利用者の身体機能の維持・改善等のための訓練を行います。	2人		0.5人
調理員	調理業務を行います。	5人	3人	1人
用務員	施設内及び周辺の清掃を行います。		1人	0.5人

(2) 主な職員の勤務時間

職種	勤務時間	備考
管理者	8:45～17:30	月～金に勤務します。
事務職員	8:45～17:30	週4日勤務します。
医師		定期的に月2回往診、必要時には随時往診します。
生活相談員、介護支援専門員	8:45～17:30	月～金に勤務します。
ユニットリーダー 介護職員	早番 7:00～15:45 日勤 8:45～17:30 中番 11:15～20:00 遅番 13:15～22:00 夜勤 22:00～7:00 ※上記の各勤務時間を基本に、ユニットごとに前後1時間の範囲内で勤務時間を調整しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・4週平均で週40時間勤務します。 ・原則、各ユニットに職員を固定配置します。 ・各ユニットに常勤のユニットリーダーを配置します。 ・各ユニットに常時1人以上の職員を配置します。
看護職員	日勤 8:45～17:30	<ul style="list-style-type: none"> ・4週平均で週40時間勤務します。 ・交代で24時間の連絡体制を確保します。
機能訓練指導員	日勤 8:45～17:30	・看護職員が兼務します。
調理員	早番 6:30～15:15 日勤 9:30～18:15	<ul style="list-style-type: none"> ・4週平均で週40時間勤務します。 ・交代でサテライト勤務を行います。

8 介護保険給付内の短期入所サービスと利用料

(1) 短期入所サービスの内容

「普通の暮らしの継続」という、ユニットケアの理念の下、「あなたらしさをささえます。」をキャッチフレーズに、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重した個別ケアに取

り組みます。なお、各サービスの具体的な内容は、次のとおりです。

施設サービス	内容
ユニットでの生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ リビングには、テレビやソファ、食器棚、調理台、流し、冷蔵庫、電子レンジ等、暮らしの必需品を取り揃えてあり、盛付け、洗いものもそこで行います。食事の簡単な下準備や盛付け、配膳、後片付けなど利用者がそれぞれの役割を持って行えるよう支援します。また、家族が自由に使うこともできます。 ・ お風呂には各ユニットで一人ずつ入浴することができます。脱いだ衣類はそこで洗い、洗濯機の音や石鹸のにおいで普通の家での暮らしを感じてもらえます。 ・ 食事のあとは、気の合う人たちとおしゃべりをするなど、家庭で言えば「お茶の間」でのくつろぎも楽しめ、普段と変わらない暮らしを実感することができます。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や身体状況に応じた食事を提供します。 ・ 利用者の生活習慣を尊重し、適切な時間に食事を提供します。 ・ 自立支援のため離床して各ユニットのリビングで食事を摂っていただくことを原則としていますが、利用者の意思を尊重して対応します。 ・ 食べることができないものやアレルギーのある方は、事前にご相談ください。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の状態に応じて、一般入浴と特殊入浴に分かれます。 ・ 原則として週2回以上の入浴となります。体調不良などで入浴が困難な場合は、清拭を行います。また、利用者のご要望に応じて入浴回数を配慮します。 ・ 入浴及び清拭は、プライバシーに配慮して行います。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全居室にトイレがあります。排泄の自立に向け、心身の状況に応じて適切に支援します。 ・ おむつの使用は、利用者に合った種類を選んで使用し、適切に交換します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活動作の改善とその減退を防止するよう、日常生活動作の中での機能訓練を中心に行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師や看護師が健康管理を行い、心身の健康状態に留意し、疾病の早期発見及び予防に努めます。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及び家族等からの相談については、可能な限り必要な援助を行います。
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の嗜好に応じた自立的活動を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> 生活に潤いと張りを持っていただくため、園全体行事のほか、各ユニットでの行事も行います。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身及び家庭の状況により送迎が困難な場合に送迎を実施します。

(2) 利用者が、概ね 4 日以上連続して利用する場合は、具体的なサービス提供方針やサービス内容について、次のとおりサービス計画を作成します。

- ① サービス計画の作成は、介護支援専門員等が担当します。
- ② サービス計画の作成に当たっては、担当の指定居宅介護支援事業者が作成した「居宅サービス計画」又は指定介護予防支援事業者が作成した「介護予防サービス計画」に沿って、利用者が自立した生活を営むことができるよう、利用者及びその家族等の意向、解決すべき課題等を把握し、施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、作成します。
- ③ 介護支援専門員は、サービス計画を利用者及びその家族等に書面で交付し、丁寧に説明を行い、同意を得た上で決定します。変更の必要がある場合は、利用者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更します。

(3) 利用料

① 短期入所サービス費 (ユニット型個室) (1 日につき)

要介護状態区分	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	529 円	1,058 円	1,587 円
要支援 2	656 円	1,312 円	1,968 円
要介護 1	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護 2	772 円	1,544 円	2,316 円
要介護 3	847 円	1,694 円	2,541 円
要介護 4	918 円	1,836 円	2,754 円
要介護 5	987 円	1,974 円	2,961 円

② 事業所の体制等に係る加算 (1 日につき)

名称	算定要件	1 割負担	2 割負担	3 割負担
サービス提供体制強化加算 (I)	直接サービスを提供する職員の 80%以上が介護福祉士である場合	22 円	44 円	66 円
看護体制加算 (I) ※介護予防を除く。	常勤の看護師を 1 人以上配置している場合	4 円	8 円	12 円
看護体制加算 (II) ※介護予防を除く。	看護職員を基準以上配置し、24 時間連絡体制を確保している場合	8 円	16 円	24 円
夜勤職員配置加算 (IV) イ	17 時 15 分から翌 9 時 15 分の間に介護職員・看護職員を基準以上配	20 円	40 円	60 円

※介護予防を除く。	置し、かつ、看護職員又は認定特定行為業務従事者のいずれか1人以上配置している場合に算定			
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、テクノロジーを導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを厚生労働省へ提出している場合に1月につき算定	10 円/ 月	20 円/ 月	30 円/ 月

③ その他必要に応じ算定する加算

名称	算定要件	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算	出雲市内のご自宅から施設までの送迎を行った場合。	184 円/ 片道	368 円/ 片道	552 円/ 片道
若年性認知症利用者受入加算	40 歳～65 歳未満の認知症の利用者に対しサービスを提供した場合	120 円/ 日	240 円/ 日	360 円/ 日
緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた場合に算定（7 日間（やむを得ない場合は 14 日間）を限度）	90 円/ 日	180 円/ 日	270 円/ 日

④ 処遇改善加算（1月につき）

介護職員処遇改善加算Ⅰ （令和5年5月31日まで）	介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、島根県知事に届出た事業所を対象とする加算	①～③の合計額に 8.3%を乗じた額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ （令和5年5月31日まで）	介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、更なる処遇改善の実施を島根県知事に届出し、その具体的取組内容を公表している場合対象となる加算	①～③の合計額に 2.7%を乗じた額
介護職員等ベースアップ等支援加算 （令和5年5月31日）	介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、ベースアップ等の賃金改善を実施しているものとして、島根県知事に届出した場合対象	①～③の合計額に 1.6%を乗じた額

まで)	となる加算	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（令和6年6月1日から）	介護職員に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして、島根県知事に届出た施設を対象とする加算	①～③の合計額に14.0%を乗じた額

9 介護保険の給付対象とならない費用

項目	費用の額
食費	<ul style="list-style-type: none"> 食費は、食材料費と調理費相当として1日につき1,445円の自己負担となります。 朝食395円、昼食525円、夕食525円 食事変更は、前日の17時までにお知らせ下さい。 当日のキャンセルは、食費に相当する費用を負担していただきます。
滞在費	<ul style="list-style-type: none"> 滞在費は、室料及び光熱費相当として、1日につき、2,006円が自己負担となります。

10 利用者の負担軽減のための制度

次のとおり、利用者の負担軽減のための制度がありますのでご相談下さい。

(1) 介護保険の食費・滞在費の負担限度額の認定

利用者の収入等によって、利用者負担第1～3段階とそれ以外に認定され、食費・滞在費の負担の上限額が設定されます。これは、市町村への申請が必要で、認定された場合認定証が交付され、食費・滞在費の自己負担限度額が定められます。

※基準費用額及び負担限度額（日額）

利用者負担段階	食費		居住費	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
【第1段階】 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方	1,445円	300円	2,006円	820円
【第2段階】 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		600円		

【第3段階】① 本人の前年の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円超120万円以下の方		1,000円		
【第3段階】② 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える方		1,300円		1,310円

(2) 高額介護サービス費

介護保険給付内のサービス利用料の自己負担額（1割～3割）が一定の上限額を超えた場合は、別途市町村へ申請することにより、1か月の上限額を越えた額が払い戻されます。当該の方には、市町村から申請書が郵送されます。

区分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 ○課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）※
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 ○課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
住民税課税又は現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 ○課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）※
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

当施設を運営する社会福祉法人は、利用者負担額軽減制度を実施しています。市町村が、特に生計が困難である者として認めた場合に、この制度が適用されます。

11 利用料金等の支払方法

利用料及び介護保険の給付対象とならないサービスに係る費用は1か月ごとにお支払いいただきます。

なお、お支払いの方法は、次の中から選択することができます。

(1) 集金代行サービスによる預金口座からの振替

当事業所は、預金口座からの自動振替を集金代行サービス会社に委託し行います。利用にあたっては、別途依頼書の記入が必要になります。

毎月4日に、指定された口座から、前々月分の利用料を1か月ごとに自動振替します。

振替の際の手数料は、依頼された方の負担となり、利用料とあわせて自動振替します。

利用明細書は翌月の25日までに、領収書については振替確認後、依頼された先へお送りします。

(2) 金融機関での支払

毎月20日頃、請求書及び利用明細書をあらかじめ指定された住所へ送付しますので、到着後、速やかに金融機関でお支払いください。

なお、振込手数料は払込人の負担となります。

(3) 現金によるお支払

翌月の25日までに、請求書をあらかじめ指定された住所へ送付しますので、到着後、速やかに天神にて利用料をお支払い下さい。その場で領収書を発行いたします。

なお、お支払いは月曜日～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00の間でお願いします。

12 短期入所サービスの提供の開始及び終了について

(1) サービス提供の開始について

サービス提供の開始にあたっては、利用申込者の心身の状況、施設のサービス提供体制等を総合的に判断し、サービス提供を拒む正当な理由がない場合は、本書面をもって重要な事項を説明の上、サービス利用契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) サービス提供の終了について

次の事項に該当する場合は、契約を終了します。

- ① 利用者が亡くなった場合
- ② 利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合
- ③ 法人が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が困難になった場合
- ⑤ 施設がユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の指定を取り消された場合
- ⑥ 利用者から解約の申し出がされた場合

利用者は、施設に対しいつでも解約を申し入れることができます。この場合は、サービス提供終了希望日の7日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、サービス提供を終了することができます。

- ア 施設が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - イ 職員が、故意又は重大な過失により利用者の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行った場合
 - ウ 他の利用者が、利用者の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合
- ⑦ 施設から契約解除の申し入れを行う場合
- 以下の場合については、3週間以上の予告期間をもって、事業所から契約の解除を行うことができるものとします。
- ア 利用者が、支払能力があるにもかかわらず、利用料等の支払が、6か月以上遅延し、施設の相当期間にわたる催告にもかかわらず、支払わない場合
 - イ 利用者が、他の利用者若しくは施設に勤務する職員の生命、身体、財産又は信用を傷つける等の行為を行い、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合
 - ウ 利用者が、自らの生命又は身体を傷つけ、若しくは傷つけるおそれがある場合で、相当期間にわたる介護を行ったにもかかわらず、その状況の改善が見込めない場合
- ⑧ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

13 サービス利用上の留意事項

来訪・面会	・特に時間の制限は設けておりませんが、玄関は17:30に施錠します。それ以降の面会の場合はご連絡ください。
外出	・外出される場合は、事前にお伝えください。
居室・設備・器具の利用	・施設の居室や設備、器具の利用の際は本来の用途に従って利用してください。
宗教・政治活動	・施設内での他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
喫煙	・喫煙は施設内の喫煙スペースのみとし、火気の取扱いに注意してください。
動物飼育	・施設内での動物飼育はお断りします。
迷惑行為など	・騒音など他の方に迷惑になる行為はご遠慮願います。また、無断で他の居室に立入らないようにしてください。

14 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、事業所が別に定める対応方針に基づき適切に対応します。

15 非常災害時の対応

非常災害時には、消防計画等に基づき、適切な対応を行います。

避難訓練の実施	夜間及び昼間を想定した避難訓練を年2回実施します。			
協力体制	防災会議等において、近隣の自治会に対し、有事の際の協力をお願いしてあります。			
防災設備	スプリンクラー	有	防火扉	無
	自動火災報知機	有	屋内消火栓	有
	誘導灯	有	自動火災通報装置	有
防火管理者	加藤 哲治			

16 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 事故発生防止のための措置

事故の発生又はその再発を防止するため、事故対策部会を設置するとともに、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な取組を行います。

リスクマネージャー	生活支援課長 大坂 久美子
-----------	---------------

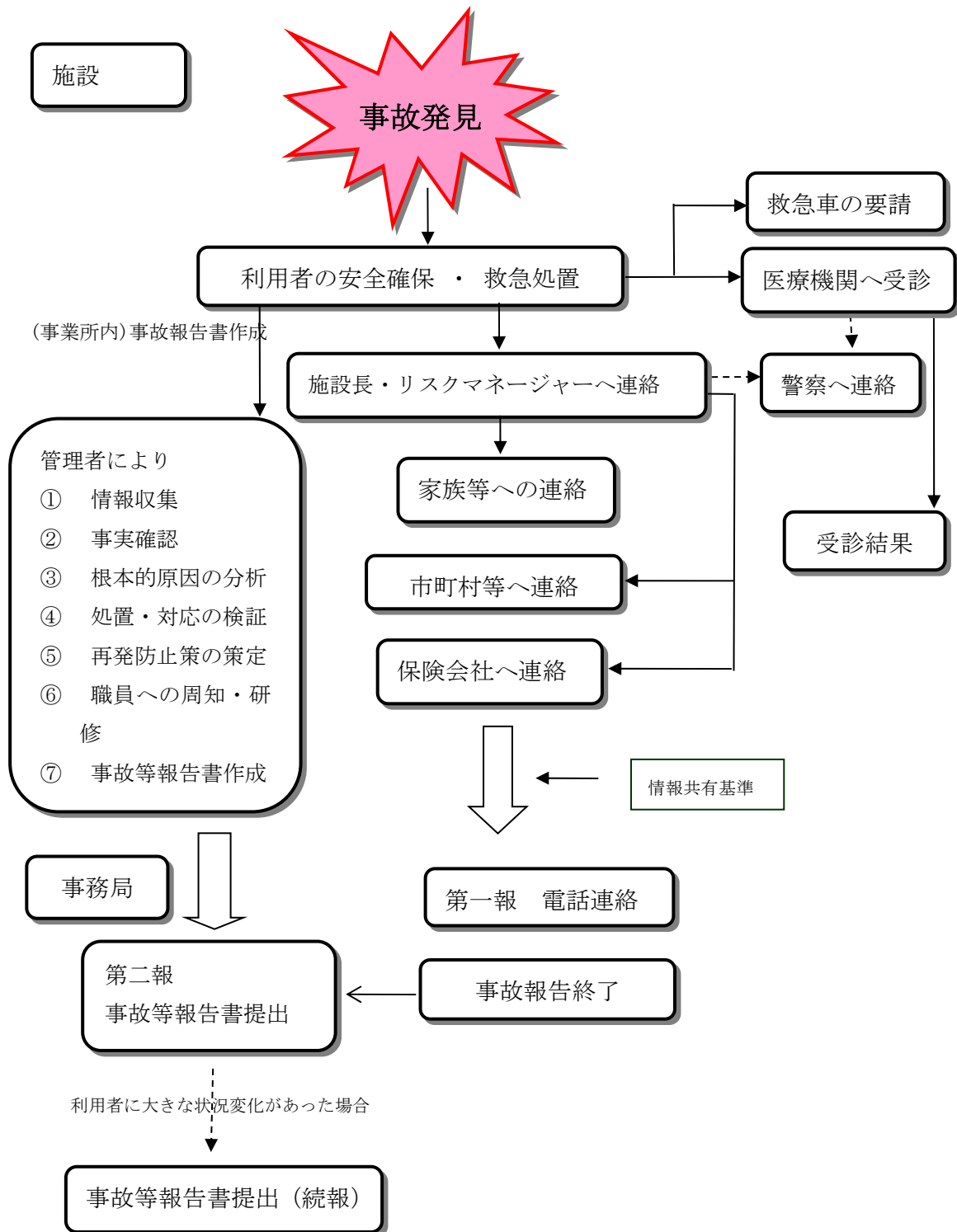
(2) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、事故発生時のフローに基づき、速やかに市町村、家族等関係機関に連絡を行い、必要な対応をします。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、次の損害賠償保険の範囲内で速やかに賠償を行います。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	身体賠償、財物賠償、人格侵害賠償等
保険金額	対人：2億円まで（1事故2億円まで） 対物：1事故2,000万円まで

事故発生時のフロー

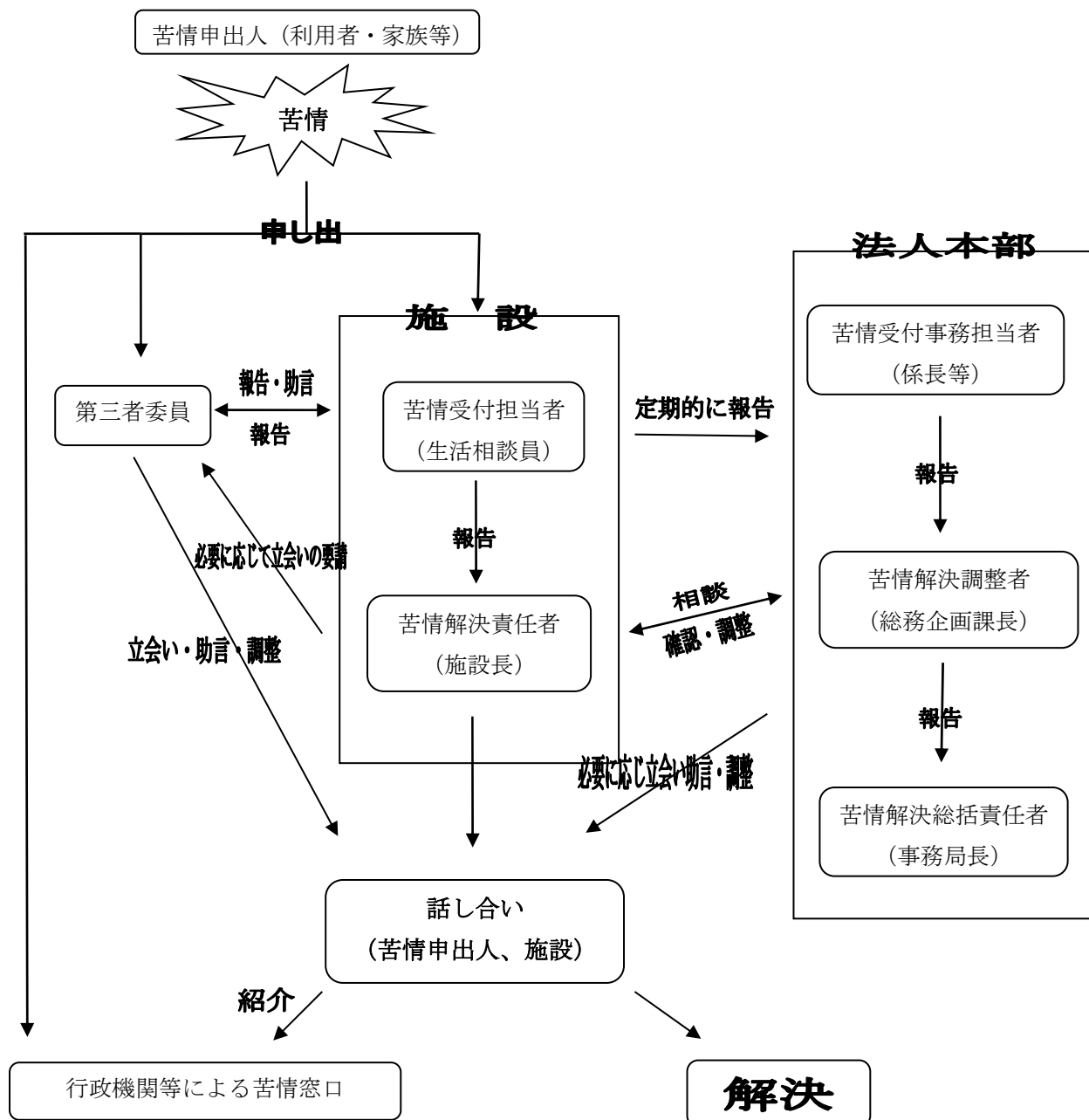


17 苦情・相談等の受付

(1) 苦情等の解決体制

提供するサービス等に関する相談や苦情については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領に基づき、苦情解決フローのとおり適切に対応します。

苦情解決フロー



(2) 苦情等の窓口

① 施設における窓口

苦情解決責任者	施設長 福井 寿光
苦情受付担当者	生活相談員 大坂 久美子
利用時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
利用方法	電話 0853-23-6149 電子メール tenjin@ssw.or.jp 面接 可能 その他 玄関付近に意見箱を設置しています。

② 第三者委員(利用時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 国民の休日・年末年始を除く)

第三者委員氏名
吾郷 弘司
秦 弘幸

③ 行政機関等(利用時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 国民の休日・年末年始を除く)

名称	所在地	電話番号
島根県健康福祉部高齢者福祉課(介護保険に関するお問い合わせ先)	松江市殿町128番地 (県庁東庁舎)	0852-22-5256
出雲市健康福祉部高齢者福祉課	出雲市今市町70番地	0853-21-6972
島根県運営適正化委員会	松江市東津田町1741番地3	0852-32-5913
島根県国民健康保険団体連合会	松江市学園1丁目7番14号	0852-21-2811

18 虐待防止・身体拘束廃止のための措置

(1) 虐待防止

利用者の人権を擁護し、虐待を防止するため、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設置するとともに次の取組みを行います。

- ① 全職員を対象とする虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施します。
- ② 職員が、業務上抱える悩みや問題について、相談できる体制及び機会を作ります。
- ③ 虐待防止のための対策及び虐待発生時の対応方法について定め、利用者の尊厳を守り、その権利利益を擁護します。

虐待防止責任者	施設長 福井 寿光
虐待防止担当者	生活支援課長 大坂 久美子

(2) 身体的拘束等の適正化

利用者に対して、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただ

し、利用者等の生命又は身体に危険がある等、緊急やむを得ない場合には、次のとおり対応します。

- ① 緊急やむを得ない場合に該当するの、虐待防止・身体拘束廃止部会で検討します。
- ② 緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し、同意を得た上で行います。
- ③ 拘束の期間は、利用者の日々の心身の状態等を観察し、記録を行います。
- ④ 拘束の期間が終了したとき、その要件に該当しなくなった場合は、速やかに身虐待防止・身体拘束廃止部会で検討し、身体拘束等を解除します。

身体的拘束等の適正化担当者	生活支援課長 大坂 久美子
---------------	---------------

19 衛生管理

施設の設定、備品等については、消毒等の衛生管理を徹底し、空調設備により適切な温度管理を行います。

また、利用者、職員共に手洗い、うがいを励行し、感染予防の徹底に努めます。

20 医療体制

(1) 当施設の医療体制は次のとおりです。

医師の指示のもと、看護職員が利用者の疾病の予防及び早期発見のため、日々の健康管理を行います。

名称	医師	診察日
深田医院	深田 倍行	定期に月2回、必要時は随時
エスポール出雲クリニック	高橋 幸男	定期に月2回（精神科）

(2) 協力医療機関及び協力歯科医療機関

病院での診療や緊急時の対応のため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を次のとおり定めています。

名称	所在地
出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江 3964-1
さいとう歯科医院	出雲市塩冶神前 6-4-9

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 無

22 個人情報の使用及び管理について

利用者及び家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理します。

なお、個人情報の利用に当たっては、書面で同意をいただきます。

個人情報保護管理者	施設長 福井 寿光
相談受付担当者	生活相談員 大坂 久美子